

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA会社（以下「会社」という。）に入社し、平成〇年〇月〇日からは会社B工場に配属され、平成〇年〇月〇日には会社C支店に勤務となり、営業職として新規拡販業務等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から血圧が高く、寝られない状態が続いたため、同年〇月〇日D医院に受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）の意見書によれば、請求人は平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したとしており、当審査会も関係医証等を精査したが、専門部会の意見は妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発症前おおむね6か月間における業務による心理的負荷について検討すると、次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」または「極度の長時間労働」は認められない。

イ「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人が平成〇年〇月〇日付けでE事務から営業職へ配置転換になった出来事については、別表1の「配置転換があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

上司のFによると「訪問先を誰かに伝え、同じ方面に行く他の営業マンがいれば、車に乗せてもらうよう指導していた。1人では出て行かないよ

うに話したこともあります。」と申述している。また、請求人はノルマがあった旨主張しているが、Fは「新規開拓というのは、GというPCソフトにHが入っており、そのソフトから、自社製品が入っていないHに行き当社の製品も売り込むというものでした。ただしノルマはありませんでした。」と申述している。したがって、当該配置転換については、くも膜下出血後の高次脳機能障害が残り、車の運転ができない請求人に対する職場全体の配慮が足りない面も認められるものの、配置転換後の会社の支援・協力等がまったくなかったとは言えないことから、この出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(イ) 請求人によると「前事業場に戻りたい」と話したときに、同僚のIが「絶対に阻止する」と脅かされたとする出来事については、別表1の「同僚とのトラブル」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、平成〇年〇月〇日付けの会社総務部J作成の報告書によるとIは「覚えがない」と申述している。Iは請求人の同僚であり人事に関与できる立場にあったとは認められず、同出来事は両者の会話中に生じたものであり、客観的にはトラブルとまではいえないことから、この出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断するのが妥当である。

(ウ) 請求人がくも膜下出血の後遺症で、電話に出ても要件を上手に聞けなかったり、伝えられなくなり電話に出なくなったときに、同僚のKから「電話に出ろ」と注意叱責された出来事については、別表1の「同僚とのトラブル」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。請求人が電話に出なくなったことから生じたトラブルであるが、電話に出ることは業務の一環であり、また、同僚のKは「個人を否定するような言い方は一切していない」と述べていることから、客観的にはトラブルとまではいえず心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(エ) 次に、飲み会の席で「飲んでる場合じゃないだろう」といわれ死にたいようになったとする出来事については、発言の事実は確認できないものの、仮に事実であったとしても、これは業務以外の飲み会の席で生じたものであり、業務に関連する出来事として評価することはできない。

(4) 以上のとおり、業務に関する出来事の総合評価は「中」、「弱」、「弱」であり、当審査会としては請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と

判断する。

(5) なお、請求人は「審理のための処分の申立書」を提出し、縷々主張するが、上記に検討したところからすると、当審査会としては、請求人の求める調査の必要性は認められず、これを採用することはできない。

3 以上のおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。